

## 第8節 交通対策

樽前山が噴火し、又はその恐れがある場合において、災害広報その他の応急対策従事者及び避難者の便を図るため、次の路線を確保する。

### 第1 確保する路線及び利用区分

| 区 分   | 路 線 名  | 利 用 区 分     |
|-------|--|-------------|
| 第1次路線 | 国道276号<br>主要道々支笏湖公園線<br>国道453号                   | 避難及び応急対策に使用 |
| 第2次路線 | 市道泉沢藤の沢線から厚平内林道・烏柵舞第1林道・北5条林道・丸裳林道を経て国道276号に至る路線 | 応急対策に使用     |

### 第2 第2次路線の確保及び利用区分

- 1 市長は、第1次路線のうち、主要道々支笏湖公園線及び国道276号が混雑し、又は混雑が予想されるときは、石狩森林管理署に第2次路線の使用を要請する。
- 2 第2次路線の利用は、次に掲げる車両とする。
  - (1) 災害広報及び避難者輸送用車両
  - (2) 災害応急対策上必要な人員、物資、飲料水等の輸送用車両
  - (3) 電力及び電信電話の復旧対策業務に従事する車両
  - (4) その他災害応急対策に従事する車両
- 3 市長は、主要道々支笏湖公園線及び国道276号の混雑が解消し、災害応急対策に支障が生ずる恐れがないと認められるときは、石狩森林管理署に林道の閉扉を要請する。

## 第9節 文教対策

教育長は、避難の勧告又は指示が発せられた旨の通知を受け、又は知ったときは、次のとおり措置する。

- 1 児童等が家庭にいる場合
  - (1) 学校長に対して休校を命ずるものとするが、学校長は、自ら避難の勧告又は指示が発せられたことを知った場合は、教育長の指示を待たず休校とする。
  - (2) 児童等は、避難の勧告が発せられた場合は登校を要せず、父母と共に避難する。
- 2 児童等が学校にいる場合
 

学校長に対し直ちに授業の中止を命じ、学校長は誘導避難させ家族に引渡す。引渡すことのできなかった児童等は、所定の集結地又は避難所で避難班に引渡す。